

H30 年度 「新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金」公募要領

1 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金について

(1) 事業の目的

新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金（以下「当補助金」といいます。）は、大阪・関西の電池関連産業（蓄電池、燃料電池など）における事業化を促進し国際競争力を高めるため、研究開発や試作開発・実証実験、データ収集・試験分析・評価などの取組みに必要な経費の一部に対して補助を行うものです。

(2) 公募する事業の内容

今回、当補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）は、上記の目的に沿った次のような事業とします。

① 府内企業による研究開発等

- ア 電池（蓄電池、燃料電池など）や電池の材料・部材・装置等、あるいは電池を活用した製品に関する研究・試作開発・実証実験
 - 電池や電池の材料・部材、電池制御・評価試験装置等の開発
 - 電池を活用した新たな製品の開発
- イ 新しい電池材料・試作品等に係るデータ収集・試験分析・評価
- ウ その他上記に準ずるもので当補助金の事業目的に沿うもの

② 府外企業による実証実験

府外企業による蓄電池や燃料電池を活用した製品の実証実験であって、大阪府内で実施するもの

【対象事例】

① 府内企業による研究開発等

- ・ リチウムイオン電池の電極材料の開発
- ・ 水素ステーションの構成機器や部材の開発
- ・ 燃料電池の部材の開発
- ・ バッテリーマネジメントシステムの開発
- ・ 蓄電池診断器、充放電装置、製造用装置などの開発
- ・ 蓄電池を活用したロボットやドローン、燃料電池を活用したモビリティなどをはじめとする製品の開発や実証実験

② 府外企業による実証実験

- ・ 蓄電池を活用したロボットやドローン、燃料電池を活用したモビリティなどをはじめとする製品の実証実験

【留意点】

○補助事業の基本的な考え方

- ・電池関連産業における事業化に向けた取組みが補助対象であり、新商品・新技術・新サービス等の開発・実証実験やそれらに伴う試験分析・評価（既存製品・技術等の改良を含む）である必要があります。
- ・補助事業に付随するIoTやAIなどの制御・ネットワーク技術の開発、大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）などでの電池の試験分析・評価も補助対象です。
- ・すでに商品化され、実施されている事業や、機械装置等の購入費用の占める割合が高いなど設備投資が主たる事業とみなされる場合は補助対象となりません。ただし、商品化されている事業であっても研究改良要素がある場合は、補助対象となります。

○他の補助金等との関係

- ・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。

○外部委託の制限

- ・補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要がありますので、補助金額の過半(50%を超える。)を外部に委託する事業は補助対象となりません（外部試験研究機関等へのデータ収集・試験分析等依頼は除く。）。

2 補助事業の実施主体(応募できる方)

補助事業の実施主体(応募できる方)は、次の①又は②のいずれかに該当する方です。

① 府内企業による研究開発等

次のア又はイのいずれかに該当する方

- ア 現在事業を営んでいない方で、大阪府内において創業を予定されている方
- イ 大阪府内に主たる事業所等を有する事業者

② 府外企業による実証実験

蓄電池や燃料電池を活用した製品の実証実験を大阪府内において実施される方

【留意点】

- 補助事業に関しては、基本的に府内で行っていただく必要があります（外部試験研究機関等への委託・試験評価等は除く。）。

3 応募資格・要件

補助事業の実施主体のうち、次に掲げるものは応募すること、又は審査を受けることができません。

- (1) 社会通念上、補助金交付を受けるのにふさわしくない次の方は応募することができません。
 - ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
 - ウ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

- (2) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容
府内企業による研究開発等	研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費
		開発委託費 (研究開発費の2分の1以内)	共同研究費、研究開発の一部を委託する経費
		開発事務費 (上記の開発に係るもの)	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費
	試験分析費		データ収集、試験分析、評価等に係る経費
府外企業による実証実験	実証実験費		実証実験に係る費用

【留意点】

○補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。

また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

5 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

(1) 補助金額

- ① 府内企業による研究開発等
 - ・ 上限 1, 000 万円
- ② 府外企業による実証実験
 - ・ 上限 50 万円

(2) 補助率

- < 中小企業者※ >
 - ・ 補助対象経費の2分の1に相当する額以内
- < それ以外の企業 >
 - ・ 補助対象経費の3分の1に相当する額以内

(3) 補助事業実施期間

- 交付決定日から平成31年3月31日まで

【留意点】

- ※ 中小企業者とは、中小企業基本法（参考資料）第2条第1項第1号から4号に規定する企業とします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する企業は除きます。

- (1) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する企業
- (2) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する企業
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める企業

- 大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、補助対象経費の精査等により、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

- 当補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをご了承ください。

6 応募方法

次の提出書類を大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に、平成30年6月5日（火曜日）午後6時までにご持参ください。 ※郵送・メールは不可

〔提出書類〕

- ① 補助金交付申請書（当補助金交付要綱様式第1号）
 - ② 事業計画書（当要領別紙）
 - ③ 添付書類
 - ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）、個人の場合は印鑑証明書（3か月以内のもの）
 - イ 直近2年間分の決算関係書類(財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書)
 - ウ 「3 応募要件・資格」(1)ア及びイに係る納税証明書（次の2通）
 - (1)府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書
 - (2)税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書
 - エ 事業や法人の紹介パンフレット等
 - オ 要件確認申立書（当補助金交付要綱様式第1－2号）
 - カ 暴力団等審査情報（当補助金交付要綱様式第1－3号）
- ※ 提出部数は各1部。ただし、②と、③のうちア及びウについては原本が必要。それ以外の書類はコピーで可。
- 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できませんのであらかじめご了承ください。
- ※ 提出書類カの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部へ提供されます。

〔書類提出及び応募に関するお問い合わせ先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 新エネルギー産業グループ
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
TEL 06-6210-9484 FAX 06-6210-9296
土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで
E-mail: sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

また、公募要領及び応募申請書等の様式については、公募期間中、上記場所で配付しているほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/denchi-kobo/>

〔説明会の開催〕

本公募事業に係る説明会を次のとおり開催します。申請をご検討の方は、可能な限り参加をお願いします。

〔日時〕平成30年4月27日（金曜日）午前10時から

〔場所〕大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー） 25階大会議室
（大阪市住之江区南港北1-14-16）

※説明会の参加申し込みについて

会場準備の都合上、説明会に参加希望される方は、事前にメールでお申し込みください。

メール件名：「新エネルギー産業創出事業補助金公募説明会参加」

メール本文：①申込者氏名、②会社名、③所在地、④所属、⑤メールアドレス、
⑥申込者以外の参加者氏名

〔お申し込み先〕

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

E-mail sangyosozo@gbox.pref.osaka.lg.jp

7 審査方法

(1) 審査方法

専門家により構成された審査委員会を平成30年6月中旬頃（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査委員会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

<審査項目>

- ① 研究開発等の目的・技術的課題が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。
- ② 研究開発等の内容が既存技術に対して明確な優位性を持つものか。
- ③ 事業化にあたり、市場ニーズや規模が十分考慮されているか。
- ④ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。
- ⑤ 事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

なお、審査委員会の詳細については、別途お知らせします。

(2) 審査結果

審査の結果については、平成30年6月下旬頃（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業については、企業名、計画名称・概要等を大阪府ホームページにて公表させていただきます。

(4) 採択後のスケジュール

採択された補助事業を行う者（以下「補助事業者」といいます。）を対象とした説明会を実施させていただきます。

8 補助事業採択後の留意点

(1) 補助事業の経費区分間の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

(2) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。

(3) 補助事業期間中における事業の遂行状況について、平成30年12月14日（金曜日）までに報告をしていただく必要があります。ただし、補助事業を平成30年11月30日（金曜日）までに完了した場合は報告の必要はありません。

(4) 補助事業完了後又は事業年度終了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。

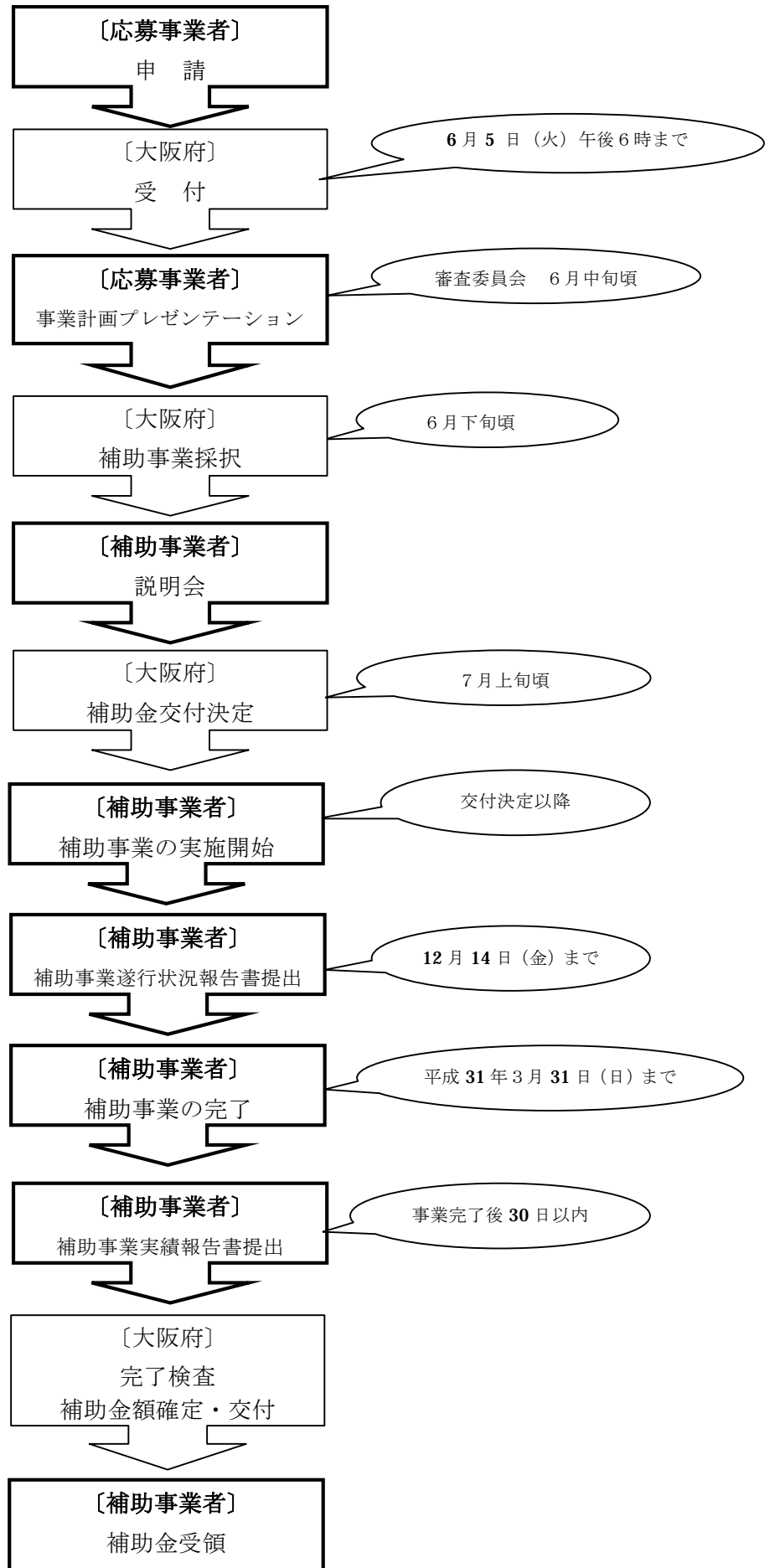
(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(7) 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告し、収益が生じたと認められる場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただく場合があります。

(8) 補助事業終了後、大阪府が主催する講演会等の場で成果発表をお願いする場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）



中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。